

社会全体で支える介護保険制度

介護が必要な方を社会全体で支える介護保険制度についてお知らせします。

◇平成31年度介護保険料

市の介護保険サービスなどに必要な費用は、50パーセントを公費(国・県・市)、27パーセントを40～64歳の方の保険料、23パーセントを65歳以上の方の保険料で賄っています。



平成30年度から、65歳以上の方が納付する保険料基準額を年額6万2,540円に改定しました。この基準額を基に、所得段階に応じて16段階に分類し、保険料を決定します。詳しくは、6月(5月29日以降に65歳になる方はその翌月以降)に対象者に送付する介護保険料決定通知書をご確認ください(座間市介護保険条例の一部改正のため、保険料第1～第3段階の方の保険料は平成30年度の金額から変更となります)。

◇介護保険料の納付方法

年金年間受給額18万円以上の方を対象に、年金からの差し引きで納付する「特別徴収」と、納付書(口座振替可)を使って、1年分を10回に分けて納付する「普通徴収」があります。普通徴収ができる方は、年度中に65歳になった方、転入者、年金未受給者、年金年間受給額18万円未満の方です。また、未納の保険料があると、自己負担割合が変わる場合がありますのでご注意ください。

なお、特別徴収の保険料は、6月に算定するため、2月と同様の差引額を4・6・8月の年金から仮徴収します。10月以降は、保険料から仮徴収額を差し引いた金額から徴収します。

◇介護保険料の減免制度

保険料第1～第3段階の方で、生活が著しく困難な方の保険料を減免する制度を設けています。詳しくは、担当へお問い合わせください。

なお、6月28日(金)までに申請を行うと、4月からの保険料が減免となります。7月以降に申請した場合は、申請日が属する月からの減免となります。

◇特定介護サービス利用時の食費・居住費負担軽減

生活保護受給者や市税非課税世帯の方を対象に、一定の条件を満たす場合、施設サービス(特別養護老人ホームなど)を利用する際の食費・居住費の負担を軽減する制度です。

なお、軽減を受けるには、毎年申請が必要です。「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月以降も対象となる方は6月に申請書を送付します。詳しくは、担当へお問い合わせください。※所得の申告がない場合には、同認定証の発行ができないので、ご注意ください。

担当 介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238

ご利用ください さま生涯学習宅配便

市民の生涯学習活動をサポートするため、市職員が身に付けた専門知識を提供します。メニューの内容・申込書など詳しくは、各公共施設で配布する「さま生涯学習宅配便メニュー」または市ホームページをご覧ください。

○とき 12月29日～1月3日を除く午前9時～午後9時のうち2時間以内で、メニューごとに開催可能時期を設定

○対象 10人以上の市内在住・在勤・在学のグループ

○申込方法 開催予定日の3週間前までに、利用申込書を担当へ

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311

6月に納めていただくのは

▽市・県民税(第1期)▽国民健康保険税(第1期)▽介護保険料(第1期)
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。使用料などもお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)7003へ)。

最近の消費生活相談事例

事例1 天皇陛下の退位を記念した写真集の販売

電話で高額な写真集を勧められたため、「結構です」と断ったが、後日送られてきた。購入に同意していないので箱は開封していない。

【アドバイス】

「結構です」という言葉は「購入します」の意味にも解釈できるので、断る際は「買わない」ときっぱり伝えましょう。

※電話勧誘販売に該当する場合、契約に同意しても一定期間であればクーリング・オフができます。

事例2 銀行の口座情報や暗証番号を聞き出す

「元号の改元による銀行法改正について」という内容の書類が、実在する団体名で届き、銀行の口座情報や暗証番号を記入して発送するように、と書かれていた。

【アドバイス】

金融機関や事業者団体が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを送るように指示したりすることは一切ありません。

●●●●「現行の紙幣などの回収」にご注意を●●●●

新しい紙幣(日本銀行券)・硬貨が発行されることになりましたが、現行の紙幣・硬貨は引き続き通用します。「現行の紙幣・硬貨が使えなくなるので回収します」などの詐欺行為にご注意ください。

市消費生活センター☎046(252)8490

専門の資格を持つ相談員が、消費トラブルの相談などを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。困ったときや、不明なことは市消費生活センターにご相談ください。

○受付時間 月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時(年末年始、祝・休日を除く、偶数月第2水曜日は午後のみ)

○相談方法 電話または直接同センター(市役所1階広聴人権課内)へ

担当 広聴人権課 ☎046(252)8146 ☎046(252)0220

6月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分(第2水曜日(12日)は午後のみ)	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	11日夜 12日 毎月第2・第3・第4火曜日 18日夜 午後6時～8時30分 19日 毎月第2・第3・第4水曜日 25日夜 午後1時30分～4時30分 26日	予約制(電話可) 受付☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※3日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回(25分以内)、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士(遺言書等作成)	20日 毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分	
交通事故調停	13日 毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分 20日	
不動産(取引・契約)	18日 毎月第3火曜日午後1時30分～4時 28日 毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション(近隣・管理組合)	27日 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分 14日 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(申し込みは13日まで)	
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員(近隣問題など)	11日 毎月第2火曜日午後1時30分～4時	☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課
認知症	毎週月曜日午前10時～正午、午後1時～3時	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
住まい探し(高齢者)	18日 偶数月第3火曜日午後1時30分～4時(電話予約制。17日までに(公社)かながわ住まいまちづくり協会☎045(664)6896へ)	市役所5階5-3会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時(予約制(電話可)) ぼむ出張相談 毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	20日 毎月第3木曜日午前10時～午後3時	さまコミュニティプラザ2階81会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732